

重要文化財（建造物）旧三井家下鴨別邸について

1 文化財指定の概要

- (1) 指定に至る経緯：当別邸は、昭和 24 年に三井家から国に譲渡され、同 26 年から家庭裁判所所長宿舎として利用されていました。平成 20 年度に裁判所施設の整理統合により、財務省所管となり競売物件として検討されましたが、近代和風建築として価値の高いことから、京都弁護士会等から保存要望がされました。結果として、京都市が管理団体になることを条件に重要文化財に指定し、財務省から文部科学省へ所管替えが行われました。
- (2) 重文指定：平成 23 年 6 月 20 日（京都市管理団体指定：平成 23 年 10 月 28 日）
- (3) 所 在：京都市左京区下鴨宮河町 58 番 2
- (4) 指定名称：旧三井家下鴨別邸 3 棟（主屋・玄関棟・茶室），敷地：5,720 m²
- (5) 建築年代：
 ①主 屋（しゅおく）（木造 3 階建，瓦葺）
 明治 13 年（1880）／大正 14 年（1925）移築〔建築面積：230.02 m²〕
 ②玄関棟（木造平屋建，瓦葺）：大正 14 年（1925）〔建築面積：105.89 m²〕
 ③茶 室（木造平屋建，瓦葺）：慶応 4 年（1868）〔建築面積：35.59 m²〕
 (5) 所 有 者：国（文部科学省） 管理者：京都市

2 旧三井家下鴨別邸の歴史

旧三井家下鴨別邸は、下鴨神社の糺の森の南端、高野川と鴨川の合流地点の北岸に所在しています。三井総領家である三井北家の別邸として 10 代・三井八郎右衛門高棟（たかみね）によって建築された邸宅です。同地には明治 42 年（1909）に三井家の祖靈社である顕名靈社（あきなれいしや）が遷座されましたが、その参拝の宿所のため、大正 14 年（1925）に建築されたのが現在の旧邸で、主屋、玄関棟、茶室が現存しています。なお、高棟の京都滞在時には主に油小路邸（油小路通二条上る）が使用され、下鴨別邸への滞在は顕名靈社への祭靈、参拝時に限られていたことが記録から分かります。

建築にあたり、木屋町三条上るにあった三井家の木屋町別邸が主屋として移築されました。木屋町別邸は明治 13 年（1880）に建築され、高棟の養父である 9 代当主・高朗（たかあきら）が同 27 年に死去するまで隠居していた邸宅でした。この主屋に増築する形で玄関棟が新築されました。茶室には慶応 4 年（1868）の祈祷札（きとうふだ）が残ることから、三井家が同地を購入した時点で既に存在していた建物である可能性が高いと考えられます。

主屋は南側に設けた庭園に面して建ち、1 階に次の間付の八畳座敷、2 階に十四畳の座敷を構え、正面に縁をまわした開放的な作りとされています。明治初期の建物を移築しているため、全体として簡素な意匠でまとめられているのが特徴です。3 階には望楼が設けられ、鴨川や東山の眺望を楽しんだと思われます。

玄関棟は、移築した主屋の玄関部分として増築された建物です。内部は書院造を基調としていますが、天井を高くし、床にじゅうたんを敷くことで、椅子座の洋式居室として使用されました。洗面室などには洋風意匠が用いられています。

茶室は、1 畳台目（だいめ）の小間と 3 畳次の間が付いた 4 畳半の開放的な広間からなり、茶の湯（抹茶）と煎茶の両方に対応できたものと考えられます。

なお、三井家下鴨別邸は、昭和 24 年（1949）に京都家庭裁判所に譲渡され、以降、所長宿舎として平成 19 年まで使用していました。